

訪問看護医療DX情報活用加算に伴う掲示

令和6年度（2024年）診療報酬改定に伴い、岡山市医師会訪問看護ステーションでは、介護保険法第3条第13項に基づくオンライン資格確認を活用し、以下の体制のもと、質の高い訪問看護の提供に努めています。

当ステーションでは、中国四国厚生局長等への届け出を行った上で、オンライン資格確認を活用し、診療情報や薬剤情報等を取得しています。これらの情報をもとに、看護師等が訪問看護の計画的な管理を行い、より質の高い医療サービスの提供に努めています。これらの取り組みにより、定められた額を訪問看護療養費に加算いたします。

◆ 訪問看護医療DX情報活用加算（月1回 50円）

◆ 施設基準

1. オンライン請求の実施

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求について、厚生省令第5号第1条に基づく電子情報処理組織（オンライン請求）を使用しています。

2. オンライン資格確認体制の整備

健康保険法第3条第13項に基づき、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を行う体制を有しています。

3. 医療DX推進体制の構築

電子カルテ等を活用し、十分な診療情報を取得・活用した上で、質の高い訪問看護を提供しています。

4. 掲示と情報公開

上記の事項については、当ステーション内の見やすい場所に掲示するとともに、当ステーションのホームページにも掲載しています。

令和7年9月1日

一般社団法人岡山市医師会
岡山市医師会訪問看護ステーション